

基 発 0 1 1 5 第 3 号
平成 2 6 年 1 月 1 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断
の実施の運営について」の一部改正について

健康管理手帳制度における委託医療機関の拡大及び更なる円滑な健康診断の実施が図られるよう、平成 2 5 年 9 月 2 6 日付け基発 0 9 2 6 第 3 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について」及び平成 2 5 年 9 月 2 6 日付け基発第 0 9 2 6 第 4 号「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」を別添の新旧対照表のとおり改めるので、その運用に遺漏なきを期されたい。

新 旧 対 照 表

別添

案	現行
健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について（平成 26 年 1 月 15 日付け基発 0115 第 3 号） 健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について （略） （別添）健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱 1 （略） 2 1 の健康診断は、都道府県労働局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関<u>（一定の要件を満たす場合に健康診断の一部を実施する衛生検査所等を含む。）</u>において行う。 別表 1 （略） 別表 2 （略）	健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 3 号） 健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について （略） （別添）健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱 1 （略） 2 1 の健康診断は、都道府県労働局長が当該健康診断実施業務を委託した医療機関において行う。 別表 1 （略） 別表 2 （略）

新 旧 対 照 表

別添

案 「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（平成 26 年 1 月 15 日付け基発 0115 第 3 号）	現行 「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について」（平成 25 年 9 月 26 日付け基発 0926 第 4 号）
健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について （略） 記 1 （略） 2 （1）ア、イ（略） ウ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に関する健康診断の実施に必要な設備されていること。<u>ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光分光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限る。）については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。</u> （2）～（5）（略）	健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施の運営について （略） 記 1 （略） 2 （1）ア、イ（略） ウ 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に関する健康診断の実施に必要な設備されていること。 （2）～（5）（略）

3～4（略） 6（１）～（２）（略） （３） ア～キ（略） ク アからキまでに掲げるもののほか、健康管理手帳の交付、書 替え及び再交付の手続については、<u>平成２５年９月２６日付け 基発０９２６第５号「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交 付等関係事務取扱要領」の策定について</u>」に掲げるところによ ること。 7（略） 別添１ 契約書（例）（略） 別添２ 契約書第３条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項 １～１４ （略） １５ （１）～（１１） （略） （１２） ①～⑤ （略） ⑥ <u>委託医療機関と衛生検査所等の間の２（１）ウの業務委託契約 に基づき、当該衛生検査所等が健康診断の一部を実施しても差し 支えないものとする。ただし、衛生検査所等が行う場合の健康診 断費は業務ごとに定められた健康診断費（別添２ １５参照）の</u>	3～4（略） 6（１）～（２）（略） （３） ア～キ（略） ク アからキまでに掲げるもののほか、健康管理手帳の交付、書 替え及び再交付の手続については、<u>平成２１年１２月１４日付 け基発１２１４第４号「健康管理手帳及び船員健康管理手帳 交付等関係事務取扱要領」の策定について</u>」に掲げるところに よること。 7（略） 別添１ 契約書（例） 別添２ 契約書第３条の規定に基づき都道府県労働局長の定めるべき事項 １～１４ （略） １５ （１）～（１１） （略） （１２） ①～⑤ （略） ⑥ <u>（新設）</u>
---	---

<u>合計金額の2分の1未満とすることとし、その費用については、委託医療機関が適切に支払うこと。</u> 1 6 (略) 別添 3 (略) 別添 4、5 (略) 様式第 1 号～様式第 5 号 (略)	1 6 (略) 別添 3 (略) 別添 4、5 (略) 様式第 1 号～様式第 5 号 (略)
--	--